平成２２年（フ）第２８号
福島県南相馬市原町区仲町３丁目６番地　市営住宅６号棟―406号
破産者　宇佐見晴子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所相馬支部

平成２２年（フ）第７８号
福島県いわき市平北白土字宮前３番地の１　スウィートパレスＢ―105
破産者　伊東希和子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第１０７号
福島県いわき市泉町下川字川向52―12、住民票上の住所福島県いわき市小名浜下神白字館ノ腰28番地の４
破産者　大瀬良　勇
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福島地方裁判所いわき支部

平成２２年（フ）第６７４号
横浜市磯子区馬場町４番29号
破産者　長谷川直樹
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２０４号
神奈川県藤沢市打戻1789番地　古里住宅２―305、開始決定時の住所神奈川県相模原市相模原５―11―２―1001号室
破産者　小城　隼人
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７８号
神奈川県藤沢市石川３丁目16番地の３　ミストラル湘南Ｃ―102号室
破産者　深澤　伸治
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１２７９号
神奈川県藤沢市石川３丁目16番地の３　ミストラル湘南Ｃ―102号室
破産者　深澤　深由
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１７３６号
横浜市中区本牧和田34番１―216号
破産者　深谷　敏之
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１５号
新潟県南魚沼市市野江丙372番地
破産者　佐藤　芳輝
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２２年（フ）第２３８号
山梨県笛吹市石和町四日市場1578番地７
破産者　坂本　正成
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２５８号
山梨県甲府市住吉３丁目16番31号
破産者　土屋　惠美
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第６３号
長野県飯山市大字飯山11492番地400、住民票上の住所新潟県上越市春日新田２丁目11番２―252号　県営春日新田住宅２棟252号
破産者　山田　直人
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１６０号
長野県下高井郡野沢温泉村大字平林1180番地
破産者　岸　　昌子
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第８０号
愛知県犬山市字鳥屋越36番地４　グリンハイツ小山108
破産者　水野　　康
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２１年（フ）第７２号
滋賀県東近江市蒲生堂町338番地195
破産者　倉本建築こと　倉本　光博
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大津地方裁判所彦根支部

平成２１年（フ）第１７９２号
京都府久世郡久御山町林北畑105番地　37棟203号
破産者　大塚　裕宣
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第８７３号
京都市山科区音羽山等地40番地の57
破産者　山本　親司
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２２年（フ）第３１号
和歌山県田辺市湊1544番地の８
破産者　川合　洋道
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部

平成２２年（フ）第３７号
和歌山県田辺市中芳養2117番地の４
破産者　前田　瑞穂
1　決定年月日　平成22年９月６日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
和歌山地方裁判所田辺支部